

議 答 申 個 第 4 1 号

平成 3 1 年 3 月 1 8 日

生駒市長 小 紫 雅 史 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会

会 長 下 村 敏 博

実施機関の個人情報を処理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する  
電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合することについて（答申）

平成 3 1 年 2 月 1 4 日付け生課第 3 6 2 号で諮問のあったことについて、当審議会の意見は、別紙のとおりです。

答 申

<p>審議案件</p>	<p>ふるさと生駒応援寄附に係る管理業務の委託に伴い、受託業者が管理する電子計算機と実施機関（生駒市長）の個人情報を処理する電子計算機とを専用回線等で結合することについて</p>
<p>審議会の意見</p>	<p>適当なものと認める。          なお、システムの選定に当たっては、個人情報の漏えい、滅失、損傷等のないよう、最善のセキュリティ対策が講じられているかを考慮に入れること。また、窓口や郵送での寄附者については、個人情報を受託業者が管理するシステムに入力することから、寄附の申込用紙にその旨を記載することを要望する。</p>
<p>審議内容</p>	<p>当審議会は、システム選定前による諮問案件であり、本件結合に係るセキュリティの詳細な内容については不明であるため、プロポーザルの際の仕様の基準となる現在の管理システムの機能及びセキュリティ対策を基に審議を行った。          大多数の寄附者は民間事業者が運営しているインターネット上のふるさと納税ポータルサイトに自ら個人情報を提供していること、並びに本件結合に係るセキュリティ内容（現在のデータセンターの信頼性の高さや通信経路の安全性）から、本件結合は、公益上必要があり、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるため、適当なものと認め、上記のとおり意見を取りまとめた。</p>
<p>審議日</p>	<p>平成31年2月26日</p>
<p>結合先</p>	<p>ふるさと納税管理業務の受託者が管理するデータセンター          （公募型プロポーザル方式で受託者を選定）</p>
<p>所管課</p>	<p>市民部 課税課</p>